

表2-56 営業所別未納カード情報 (平成25年度)

営業所	発生		未納残高	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
千代田	9,142	57,542	2,769	15,994
港	15,610	96,638	4,833	28,237
豊島	27,903	283,937	7,603	57,579
文京	21,706	297,007	6,064	97,283
江東	16,875	74,679	4,259	18,020
墨田	12,245	70,252	3,438	19,912
江戸川	36,549	170,386	8,794	41,463
荒川	8,885	38,231	2,501	8,476
足立	33,807	178,380	8,670	49,543
葛飾	22,462	153,139	6,046	45,588
杉並	28,998	106,342	6,749	30,852
新宿	39,789	188,247	11,453	53,715
中野	25,446	86,719	6,038	21,987
大田	31,228	180,498	6,637	38,282
品川	18,215	91,654	4,035	19,844
世田谷	42,356	170,496	8,185	31,760
目黒	14,452	55,655	3,841	14,085
渋谷	18,430	138,473	5,162	36,841
練馬	28,449	107,494	5,840	20,073
板橋	30,143	114,959	6,973	23,850
北	15,806	64,249	3,730	12,793
合計	498,496	2,724,999	123,620	686,179

(水道局作成資料より監査人が作成)

(注) 表2-56及び表2-57の未納残高には地方自治法施行令第171条の5に基づき徴収停止分を含む。

【徴収停止】(地方自治法施行令第171条の5)

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるときは、以後その保全及び取立てをしないことが出来る。

- 一 法人である債権者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることが出来る財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることが出来る財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立費用に要する費用に満たないと認められるとき。

表2-57 SS別未納カード情報 (平成25年度)

SS	発生		未納残高	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
立川	28,359	114,779	4,127	13,358
府中	15,896	65,806	2,229	6,445
小平	30,148	116,769	4,154	13,477
東久留米	23,468	98,771	2,839	8,794
武蔵村山	8,762	57,112	1,087	6,329
あきる野	11,212	68,016	1,660	7,168
青梅	9,678	54,558	1,187	5,072
調布	32,258	141,581	3,844	15,090
町田	27,379	161,359	4,067	22,468
多摩	18,330	76,338	2,029	6,507
八王子	37,795	165,262	6,268	20,935
日野	10,564	39,824	1,446	3,939
合計	253,849	1,160,174	34,937	129,581

(水道局作成資料より監査人が作成)

平成25年度未現在、水道局が抱える給水人口は1,290万人を超え、多様な層の水利用者が存在し、広範囲にわたって水道が供給されている。表2-56及び表2-57から分かるとおり、少なからず地域特有の傾向が存在することが伺える。このようなことから、徴収整理業務の実施に当たって、地域性と費用対効果のバランスを考慮することが必要であると考えられる。具体的には、収納率の低い地域の徴収整理業務を実施するに当たっては、より多くの人員を配置して回収の効果を図ることが必要になるであろう。

しかしながら、統計システムの出力物と営業所での集計資料は共に月次の統計資料しかなく、適時に必要な情報を入力することができない場合も想定される。

したがって、マニュアルではなく料金システムを利用しながら地域別ないし担当者別の徴収状況(徴収率等)を適時適切に把握できる体制を構築するなど滞納債権管理に有用な仕組みの構築について検討する必要があると考えられる。

なお、この点について、水道局は、以下の4点を理由として、個別の債権管理及び全体の債権管理は適正に行われていると説明している。

- (i) 徴収整理事務日誌は、手当請求の根拠資料とするため、日々手作業で作成しているものであるが、このデータを集約した月次統計資料を用いることで個人別の実績まで把握可能であるため、管理指導の参考として使用している。
- (ii) 費用対効果の検証は、必要に応じて統計システムで作成される統計資料を使用して行うことが可能である。
- (iii) 個別の債権管理は、現行の料金システム（水道料金ネットワークシステムなど）で各担当者が日々行っており、月次単位での集計が手作業であることよって「未納カード情報」を管理できないという事実はない。
- (iv) 各職員は、担当地域を割り振られ、未納の発生状況に応じて担当地域の交付替えを行うことで調整している。

これら水道局の主張については、以下のように考えられる。

- (i) については、確かに徴収整理事務日誌を作成していることからすると、個人別の徴収実績を正確に把握することは可能であることから、営業所単位での管理指導がなされていないわけではない。しかしながら、水道局の徴収担当職員が、日々、料金システムの枠外で料金システムから出力される債権の受入れと失効リストを確認し、その数値を手作業（マニユアル）で転記することにより徴収整理日誌を作成することは、業務上非効率であるといえる。
- (ii) 及び (iii) についても、(i) と同様に、費用対効果の検証や個別の債権管理を実施することができるとしても、現状では個別の「未納カード情報」のデータを有する料金システムから直接的にアウトプットできないプログラムとなっているのは事実である。
- (iv) については、未納の発生状況に応じた営業所単位での意思決定が適切に実施されている限りにおいては、引き続き同様の対応を図ることが必要であると考えられる。

水道局の主張は、いずれも現行の職員数が維持されることを前提にしているものと考えられるが、例えば業務の一部であったとしても、非効率な事務処理を実施していることは事実であり、地方公営企業として、最大限の効率性を追求することが求められる考え方と相反するものであるといえる。

少なくとも、今後職員数の減少の可能性も視野に入れ、これまで以上に効率的な方法をもって未納カード情報の管理ができないか検討することは有用であると考えられる。

(意見1-14) 未納カード情報の管理について
 水道局の滞納債権管理は、料金システムにデータとして蓄積される「未納カード情報」を基に行われているが、各営業所における徴収整理事務日誌の作成は、料金システムの枠外で手作業（マニユアル）により行われている。水道局の説明によれば、具体的には、料金システムのデータを徴収整理事務日誌にマニユアルで転記する方法により行われるとのことであるが、システムデータの転記が中心なのであれば、料金システム内これらの集計機能を持たせるなど、業務の効率化につながる方法が存在するものと考えられる。

したがって、(意見1-6) 「区部システムと多摩地区システムの併存について」で述べている意見と併せて、徴収整理事務日誌の作成など水道局が有用と考える債権管理情報について、あらかじめ料金システムのプログラムとして組み込むことができないか、費用対効果を考慮しながら、その必要性を含め検討されたい。

⑤ 個別の抽出サンプルに関する「未納カード情報」の検討結果について

表2-54にある個別の抽出サンプルに関する「未納カード情報」の検討結果は、以下のとおりである。

なお、本サンプルは、4職員の担当地域における「未納カード情報」を母集団として、監査人自らが任意に抽出したものであり、本サンプルの個別検討結果をもって、直ちに水道局全体の債権管理状況の良否を判断できるものではない点につき留意されたい。

監査人が、本報告書において抽出したサンプルの個別検討結果を記載することとしたのは、不十分な債権管理の状況が実際に存在している点を明らかにすることにより、今後の水道局の債権管理体制の是正の一助となることを期待するためである。また、このような債権管理の存在が、例えば全体の債権管理のうち一部の債権についてであったとしても、実際に存在することは紛れもない事実であり、監査人はこの点を重視したがゆえに、本報告書にあって記載するものであることを申し添える。

加えて、本報告書では、滞納債権管理について、個人に対する債権と事業者に対する債権について別々に検討している。本来であれば、水道局が個別原価主義の下、口径別料金体系を採用していることからすると、個人の場合であれば事業者の場合であれ、公平性の観点からは同一の対応を図る必要があると考えられる。

しかしながら、都の一部局として水道局が実施する水道事業には、ライオン事業としての側面も有している点に鑑みると、上記のような原理原則に即した画一的な運用を実施することは現実的ではなく、したがって個人の場合と事業者の場合とでは、異なる運用をせざるを得ない局面が生じるものと考えられる。このような観点の下、意見を記載している点について留意されたい。

<個人>

お客さま番号	検討結果
19- (省略) -18	<p>【滞納月分】平成21年10月～平成22年10月 (※)</p> <p>【滞納金額】269,189円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】</p> <p>平成22年9月25日滞納者本人が死亡し、平成24年11月20日から平成26年5月16日もの間、水道局は滞納者の妻に対して交渉を行っていたが、高齢かつ生活に困窮した状況であり、交渉が進展しなかったことにより「未納カード情報」は更新されておらず、平成26年9月26日現在においては、滞納者の子息から時効の援用が主張されている状況にある。</p> <p>【検討結果】</p> <p>本件については、平成14年2月から生活が困窮し恒常的に遅延状態にあることを水道局側でも把握していた相手先であり、少なくとも履行延期特約や任意様式を用いて早い段階で時効の中断を図るなど適切な債権の保全を実施すべきであったと考えられるが、それを実施していなかった。</p> <p>また、このような生活困窮者に対しては、債権の回収という観点からは、常時継続して接触していく必要があるものと考えられるが、滞納者の妻との交渉が進展しなかったことから、以下の状況を招き、客観的に債権回収が極めて困難な状況に陥る結果となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時効期限の大幅な超過 ・ 子息からの時効の援用の主張 <p>水道局が適切な時期に時効の中断を実施しなかったことにより、債権の保全がなされず、結果的に滞納者の子息から時効の援用が主張されるなど債権回収が困難になったといわざるを得ない。今後は、滞納者の情報を適時適切に把握するとともに履行延期特約の締結等をもって時効の中断を行うことが望まれる。</p>
19- (省略) -00	<p>【滞納月分】平成22年10月～平成26年9月 (※)</p> <p>【滞納金額】782,221円 (下水道料金含む) (※)</p>

<p>【記載内容に対するヒアリング】</p> <p>本件は、生活困窮者に対する債権である。水道局の説明によれば、その時々の発生額を見ながら、分納額を決定していたが、計画通りの支払が得られず、平成26年9月26日現在では、滞納金額が78万円を超える状況に陥ったことである。</p> <p>水道局の説明によれば、支払計画を取得するなど、時効の中断を実施した上で、徐々に債権回収を図っていたことであるが、滞納金額は高額であり、これを解消するには極めて長い年月がかかることが予想される。滞納者の妻が、滞納料金の支払のために、水道局の営業所を頻繁に訪れるため、水道局側の対応としては、電話等による催告が中心であり、平成25年度に至っては、1回しか訪問した形跡が見られない。</p> <p>【検討結果】</p> <p>本件については、滞納金額が高額であることからすると、常時、滞納者の生活実態を把握し、節水指導の徹底を図ること、所在不明とならないように訪問徴収、訪問催告の頻度を見直すなど、債権回収管理を徹底していくことが望ましい。</p>	<p>19- (省略) -29</p> <p>【滞納月分】平成25年8月～平成26年9月 (※)</p> <p>【滞納金額】157,711円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】</p> <p>生活困窮者に対する債権である。平成18年6月から水道料金の支払が遅延する傾向にあり、平成26年度においては、請求金額よりも実際の支払金額が少ない状況となっている。</p> <p>水道局の説明によれば、生活困窮者である以上、停水による早期解決や法的手続による債権確保は困難であり、契約解除という手法もライオン事業としての性質上なじまないものと判断している」と主張している。</p> <p>【検討結果】</p> <p>生活困窮者の救済は、行政の重要な役割の一つであると考えられることから、水道局の主張に対して一定の理解はできる。</p> <p>しかしながら、現状では、滞納者による債務承認などの時効の中断を実施できておらず、支払計画書も入手していない。また、平成25年度においては、滞納者の妻からの電話連絡や送金等があるために、水道局側としては電話等による催告のみで、訪問催告等の形跡は見られない。</p> <p>平成26年度の状況を見る限りにおいては、生活困窮状態は脱して</p>
--	--

<p>いないため、今後は実現可能な支払計画書を入力して時効の中断を図るとともに、契約者の生活実態の把握や節水指導の徹底、さらには所在不明とならないよう、訪問徴収、訪問催告の頻度を見直すことが望ましい。</p>	<p>本件については、水道局側で明らかに不誠実な滞納者であることを把握していたのであるから、所定の手続に従って早い段階で契約解除を実施すべきであったと考えられる。結果的に、平成26年4月以降は、滞納者と連絡が取れない状況になっており、債権の回収に懸念が生じており、状況は悪化しているといわざるを得ない。したがって、不誠実な滞納者に対しては、相応の厳格な対応を実施することが望ましい。</p>
<p>15- (省略) -05</p> <p>【滞納月分】平成25年3～4月、平成25年7～8月、平成26年7～8月 (※)</p> <p>【滞納金額】45,816円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】 本件については、一定の期間、滞納者本人と連絡が取れず、また支払の実績がなかったにもかかわらず、平成25年6月から平成26年6月までの間、停水執行が行われていない。 水道局の説明によれば、平成24年12月の定期検針時に漏水と思われる水量増加が見られ、滞納者本人と再三連絡を試みたが、一切連絡が取れず、料金算定を保留していた時期が一定期間存在したことから、停水執行を保留していた時期があることである。</p> <p>【検討結果】 水道料金の滞納者に対して水道局が取り得る現実的な措置としては、停水執行が考えられる。この点、連絡が取れない相手先にまでライフライン事業としての配慮を実施する必要はなく、一定の期間を猶予してもなお、水道料金の支払を確認できない場合、すなわち不誠実な滞納者に対しては、所定の手続に従って停水執行すべきであったと考えられる。 なお、本件については、平成26年度に入り、水道局の努力もあって、一部の支払が再開される運びとなっているが、過去から常習的に約束を反故する相手先であることから、今後の債権の回収について厳格に対処することが望ましい。</p>	<p>15- (省略) -17</p> <p>【滞納月分】平成24年12月～平成26年9月 (※)</p> <p>【滞納金額】163,722円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】 本件については、生活困難者に対する債権であり、過去から、支払期限を約束しては延期するということが複数回あった相手先である。これまで、水道局が停水執行を実施した実績はない。</p> <p>【検討結果】 水道事業の運営に当たり、ライフライン事業としての機能が求められる点は理解できる。しかしながら、本件については、10万円以上の金額が滞納となっているのは事実であり、生活困難者だからといって、無条件に水道利用者の公平性を害することはあってはならない。 平成25年度における水道局の行動履歴を見ると、電話催告はあっても、現地訪問は3回しか実施しておらず、高額滞納者の実際の状況を把握していない。このような滞納者については、訪問等による契約者本人との接触を定期的の実施して、節水指導をはじめ、一日でも早く回収することに注力することが必要であると考えられる。 なお、「未納カード情報」を閲覧している際に、平成17年度において、部分徴収が可能であったにもかかわらず、部分徴収を実施していなかった事例が検出されたが、生活困難者が水道料金を支払う意思を見せた際には、部分徴収であったとしても確実に徴収することが望ましい。</p>
<p>15- (省略) -10</p> <p>【滞納月分】平成24年8月～平成26年5月 (※)</p> <p>【滞納金額】38,522円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】 水道局の説明によれば、本件については、無断開栓を繰り返すなどの事実を把握していたにもかかわらず、バルブ不良の可能性もあるため、契約解除などの措置を実施しなかったことである。また、契約解除を実施すると、解除日までの全額を支払わないと再開はできなくなるため、契約を継続したままの方が交渉しやすいと判断したことによると主張している。</p> <p>【検討結果】</p>	<p>※ 平成26年9月26日現在のも</p>

<事業者>

お客さま番号

検討結果

19- (省略) -08

【滞納月分】平成22年10月～平成23年8月 (※)

【滞納金額】130,632円 (下水道料金含む) (※)

【記載内容に対するヒアリング】

契約解除後も、電話や現場訪問により滞納者に対する催告を継続するも、支払及び支払計画書の入手ができなかった相手先である。本件については、滞納者(契約者)と実使用者が異なる点に起因して、滞納者からは支払拒否がなされる一方で、実使用者とは音信不通となり、滞納者及び実使用者のいずれからも債権回収ができない状態が長期間にわたって続いてしまった。

そのため、時効期間も大幅に超過する運びとなり、結果として、今後の債権回収は極めて困難な状況となっている。

【検討結果】

本件については、平成23年8月の給水契約解除に至るまでの間、定期的に催告手続や止水等を実施している点は、一定の評価ができる。

しかしながら、水道局は滞納者(契約者)と接触できていない間に、時効の中断などははじめ、可能な限り債権の保全手続を実施する必要があったと考えられる。このような対応を適切に実施しないことは、水道利用者間の公平性を著しく害することになるものと考えられることから、今後は適切な対応を迅速に実施することが望ましい。

19- (省略) -10

【滞納月分】平成25年5月～平成25年12月 (※)

【滞納金額】61,424円 (下水道料金含む) (※)

【記載内容に対するヒアリング】

平成22年11月から水道料金の支払が恒常的に遅延する傾向にあり、再々の支払約束の延長はあったものの滞納料金の一部が支払われていたことから、停水執行等の措置を講じてはいなかった相手先である。平成25年11月に中止届が提出されたが、その時点での滞納額は支払われず、水道局はその後所在調査を継続しているものの、滞納者の所在先が確認できていない。結果として、平成26年8月時点で、滞納者が所在不明なことから債権回収が極めて困難な状況に陥っている。

水道局の説明によれば、会社兼自宅であり、停水することにより営業収入がなくなり、債権回収がかえって困難になると判断したとのことである。

【検討結果】

本件については、あくまでも事業者として登録されている相手先であり、約束を反故した段階で停水執行など所定のルールに従った措置を講じるべきであったと考えられる。今後は、水道利用者間の公平性を重視した迅速な対応を実施することが望ましい。

15- (省略) -18

【滞納月分】平成23年8月～平成26年4月 (※)

【滞納金額】727,240円 (下水道料金含む) (※)

【記載内容に対するヒアリング】

平成21年2月から水道料金の支払が恒常的に遅延する傾向にあり、滞納金額が70万円超となった相手先である。

水道局の説明によれば、水道局が停水を執行することにより、事業者の売上収入がなくなり、ひいては水道料金債権を回収できなくなることから、平成21年12月以降は停水執行を実施しなかったことである。

【検討結果】

本件のように、日々の売上収入から水道料金を支払わなければならない状況にある事業者については、他の食材などの仕入に対する支払が困難な状況にある可能性が高く、水道料金の支払は後回しとなる傾向があると考えられる。そのため、水道局は、他の債権者に先んじて債権の回収を図る必要がある。

しかしながら、平成25年度の水道局の行動履歴を見ると、現場領収は11回しかなく、訪問頻度は決して高くはない状況であった。

水道局は利益獲得を目的としている事業者に対しては、個人に比べ厳格に対応する必要があると考えられ、滞納債権が70万円超となるまで停水執行しなかったのは、公平性の観点から適切な対応とは言えない。

本件については、平成26年9月に履行延期特約を締結することにより、時効の中断を実施できたものの、債権の回収という点では、依然として懸念される状況であることから、今後は法的な措置も含めて厳格な対応を検討するとともに、確実に債権を回収できるよう迅速な対応を行うことが望ましい。

15- (省略) -13

【滞納月分】平成25年8月～平成25年12月 (※)

【滞納金額】23,295円 (下水道料金含む) (※)

【記載内容に対するヒアリング】

平成25年10月までは、定期的に水道料金の支払があり、水道料

<p>金が滞納となり始めた段階で、すぐに履行延期特約を締結し、時効の中断を実施している。</p> <p>【検討結果】 時効の中断を速やかに実施するなど、水道局の対応について一定の評価はできる。しかしながら、平成26年6月の時点で、滞納者が移転している事実が判明したにもかかわらず、平成26年9月時点において、移転先を所管する営業所に対して徴収依頼を実施していない。</p> <p>滞納者が他営業所の管轄地域へ移転した際には、速やかに催告を行った後、当該営業所へ徴収依頼を行う等、迅速な対応が必要である。</p> <p>したがって、滞納者が移転した際の対応をより迅速に実施できるような体制を再構築すべきであると考ええる。</p>	<p>15- (省略) -10</p> <p>【滞納月分】 平成24年7月～平成25年5月 (※)</p> <p>【滞納金額】 158,596円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】 平成23年11月頃から水道料金の支払が遅延傾向にあり、平成24年度には水道局が2回の停水執行を実施しているが、平成25年4月以降、水道局職員の訪問及び電話による滞納者本人との接触ができず、結果として平成26年9月末時点においても同様の状況となっている。</p> <p>【検討結果】 利益を追求する事業者に対しては、生活用水を必要とする個人の場合と異なり、ライオンライオン事業としての側面を考慮する必要はなく、所定のルールに従って厳格な対応を図る必要があると考えられる。したがって、滞納者本人と接触できている間の早い段階で、停水執行又は契約解除を実施すべきであったと考えられる。</p> <p>なお、今後については、水道局が滞納者の移転先住所を把握していることから、訪問頻度を見直し、直接的に滞納者本人と接触できる機会を増やす必要があると考える。その上で、滞納金額の全額を回収することが望ましい。</p>	<p>15- (省略) -10</p> <p>【滞納月分】 平成17年5月～平成26年8月 (※)</p> <p>【滞納金額】 14,752,066円 (下水道料金含む) (※)</p> <p>【記載内容に対するヒアリング】 本件については、高層階は一般賃貸住宅、低層階はテナントが入っている1棟の賃貸不動産の案件であり、本件の滞納者(契約者)</p>
--	---	---

は、低層階(テナント分)の管理人である。なお、水道料金の算定は、親メータから一般賃貸住宅のメータの差分を、テナントから管理人が集金して水道局に支払う仕組みとなっている。

水道局の説明によれば、テナントからの集金が滞っていることを主な理由として、平成14年8月の使用開始時より支払が滞っていたが、滞納者に対する調査及び催告が功を奏し、平成18年3月から水道料金の支払が始まり、それ以後は、定期的に滞納者が立て替える形で、過去から累積していた水道料金を継続して支払い、平成18年の支払開始時に累積していた約1,600万円の滞納金額が、平成26年9月時点で1,400万円にやや減少する運びとなったとのことである。

また、本館を停水することにより、一般賃貸住宅の水道利用者に影響が及ぶため、これまで一度も停水執行は実施していないと説明を受けた。

【検討結果】
本件については、滞納金額が1,400万円を超える段階にあり、もはや水道利用者の公平性は保たれていない状況にある。滞納金額はピーク時と比べ減少傾向にあるものの、水道局は、このような状況になる前に、所定の手続を経た上で、停水執行や債権保全手続などを厳格に対処すべきであったと考えられる。

このような状況になった以上、1,400万円の滞納額を確実に回収するために、法的措置を含め、所定のルールに基づき、必要な対応を早急に実施することが望ましい。

※ 平成26年9月28日現在のもの

なお、前述のサンゾルテラストを拡大して、水道局サービス推進部及び多摩水道改革推進本部が直接管理している「未納カード情報」のうち、それぞれ上位10件、合計20件について閲覧などを実施した結果、前述の検討結果と同様の事例は散見されたものの、特段、追加して記載すべき事例は発見されなかった。

(意見1-15) 個人に対する滞納債権管理について
サンゾル抽出した「未納カード情報」を閲覧した限りにおいては、個人に係る水道料金債権の回収が困難になる場合は、転居等による音信不通、生活困窮に伴う支払不能、悪質な滞納者など種々の理由が存在しているが、これらを総合的に見れば、回収が困難な状況に陥るまでの間に、料金支払の遅延傾向など

一定の兆候が見受けられるため、滞納者に対する訪問徴収、訪問催告又は電話催告など定期的な接触が重要となる。
しかしながら、滞納者に対する接触が一定の期間なされていないことにより、初動が遅れ、結果として滞納債権の回収が困難となるケースが散見されることから、生活困窮者に対する措置は慎重な判断を継続して実施しつつ、滞納者に対する接触頻度をより増やし、かつ債権保全や節水意識の向上など総合的な滞納債権管理の徹底を図りたい。

(意見 1-16) 水道利用事業者に対する滞納債権管理について
水道利用事業者は利益を獲得するために業をなしているわけであるから、個人に対するような救済等の配慮の必要性に乏しく、支払の遅延や約束の反故がある場合は、所定の手続に則って、直ちに停水執行を実施すると同時に債権の保全手続を徹底すべきである。しかしながら、実際には、支払期限の延長を繰り返し、その結果、所在不明になるなど債権回収が困難となるケースが散見された。加えて、個人の場合と比較して、水道利用事業者の方が水道使用量は多い傾向にあることから、必然的に滞納金額も大きくなる傾向にある。
水道利用事業者の滞納金額が不納欠損となった場合には、最終的には他の健全な水道利用者がそれを負担することから、水道局はその点を十分に再認識した上で、徹底した事業者の滞納管理に努められたい。

(意見 1-17) 賃貸住宅等の滞納債権管理について
特定の賃貸住宅等においては、その管理者から料金メーターの検針については許可されるものの、料金の催告等(給水停止執行を含む)に伴う賃貸住宅等への入館については許可されず、水道利用者から水道料金を徴収するのに困難なケースが存在するとの説明を、水道局から受けた。
このような状況においては、現実的に水道局の担当者が料金を徴収することは不可能に近いと考えられ、公平性の観点からも許容できるものではない。
例えば、特定の賃貸住宅等については、管理会社に対して水道料金の訪問催告に関する条項が含まれた協定を締結するなど、一定の対策が必要となると考えられる。したがって、特定の賃貸住宅等の入館制限などについて、状況を整理した上で、どのような対策が現実的に可能か検討されたい。

5. 入札・契約について

(1) 入札・契約の制度について

地方公営企業が締結する入札・契約については地方自治法第 234 条第 1 項に規定されており、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約などの類型がある。

① 一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告を行い、不特定多数の人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法である。この方法によれば、公正性と機会均等性が確保されることとなる。地方自治法の定めにより、地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によることとされている。

② 指名競争入札について

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他において適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から地方公共団体に最も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約する方法をいう。

一般的にこの方法によれば、(i) 一般競争入札に比べ選定の段階で不適当な参加者を排除することができ、(ii) 一般競争入札に比べ手続の手間を省くことができるというメリットがあるが、一方で特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し、偏重する可能性があるというデメリットがある。

水道局では、こうした制度上のメリット・デメリットを踏まえ、9 億円未満の工事案件に対しては独自の希望制指名競争入札を実施している。ここで、希望制指名競争入札とは、一般競争入札と同様に入札参加希望者を公募した上で、発注工事の受注状況、過去の工事成績、地理的条件などからなる指名基準に基づき、原則 10 者を指名する入札方法であり、10 者に満たない場合には企業を追加指名する入札方法をいう。水道局の説明によると、希望制競争入札は、一般競争入札と指名競争入札のそれぞれのメリットを取り入れているため、一定程度の競争性、工物品質などを確保することができるが、発注者が指名する仕組みであることには変わりなく、依然として裁量の余地が残されていることことから、透明性を高めるため、指名基準や指名理由を公表していることである。

③ 随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争によらずに任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

この方法によれば、一般的に、契約手続が一般競争入札又は指名競争入札に比べて簡略であること、資力、信用、技術、経歴など相手方の能力等を熟知の上で選定することができること、経費削減に効果的であることといわれている。

しかしながら、契約の性質上、特定の二者としか契約できない場合を除き、随意契約には、相手方が固定化し競争原理が働かないおそれがあること、契約自体が情実を左右され、公正な取引の実を失うおそれがあることも、一般的に指摘される。このため、随意契約を選択することは慎重に行うべきであると考えられる。

水道局では「東京都水道局財務規程」により、随意契約によることができる場合の予定価格の額を表2-58のように定めている。また、同規程には、随意契約を締結しようとする場合において、「なるべく二人以上の者から見積書を徴収するものとする」と規定され、一定の競争性が担保される仕組みとなっている。

なお、水道局によれば、平成20年度から、少額であることのみを理由とした随意契約は行わないこととし、表2-58の範囲であっても、希望制指名競争入札で実施する運用をしているとの説明を受けている。

表2-58 随意契約によることができる場合の予定価格の額

(単位：千円)

区分	金額
工事又は製造の請負	2,500
財産の買入れ	1,600
物件の借入れ	800
財産の売払い	500
物件の貸付け	300
上記以外のもの	1,000

(水道局「東京都水道局財務規程」より監査人が作成)

(2) 平成23年度から平成25年度の入札・契約の推移について

監査人は、水道局の入札・契約の状況を比較することにより、そこに何らかの特徴や偏りがないか、ある場合はそこに何らかの問題はないかという視点を持って検討を行った。

このような監査の視点から、平成23年度から平成25年度の入札・契約について、物品・工事の区分で、その件数・金額を集計したのが表2-59及び表2-60である。

表2-59 入札・契約の類型別件数・金額の推移

区分	類型	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
物品	一般	389	2,960,119	492	9,297,931	357	7,620,673
	指名	1,766	11,565,855	1,772	5,695,146	1,770	5,701,320
	随契	915	43,738,475	852	44,079,985	867	45,534,074
工事	一般	33	43,862,025	40	38,635,669	48	41,508,180
	指名	795	91,329,698	816	89,491,553	757	90,379,973
	随契	469	46,002,238	422	50,049,574	396	50,088,418
小計	一般	422	46,822,145	532	47,933,600	405	49,128,853
	指名	2,561	102,895,554	2,588	95,186,699	2,527	96,081,294
	随契	1,384	89,740,713	1,274	94,129,559	1,263	95,622,493
	合計	4,367	239,458,412	4,394	237,249,860	4,195	240,832,641

(水道局作成資料より監査人が作成)

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」と表現している。